

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金 Q & A

＜補助金の交付対象事業所等について＞

1	開設者が県や市町村の場合も対象となりますか。	対象となります。
2	休止中の施設等は交付の対象に含まれますか。	令和8年4月1日以降に休止（予定）の事業所等は対象となりません。
3	近いうちに施設等を廃止する予定ですが、交付の対象となりますか。	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに廃止（予定）の事業所等は対象となりません。
4	今後、開設予定の施設等も交付の対象となりますか。	令和8年4月1日時点で指定を受けていない事業所は対象となりません。
5	開設者が県外の法人でも交付の対象となりますか。	事業所等の所在地が岐阜県内であれば対象となります。

＜他の補助金との関係について＞

1	同じ事業所において、介護サービスと障害福祉サービスを提供していますが、補助金の対象となりますか。	同じ事業所で介護サービスと障害福祉サービス（共生型サービス及び訪問系サービス）を提供し、高齢福祉課から介護分として同様の補助金の交付を受ける場合は、本補助金の申請はできません。
2	他の補助金との重複申請は可能ですか。	県及び市町村が交付する他の補助金等の対象となるものについては、本補助金の交付対象とはなりません。

＜申請方法について＞

1	申請書はどのように提出したらよいですか。	申請は原則オンライン申請フォームから行ってください。 オンライン申請フォームの利用ができないなどやむを得ない場合に付きましては、郵送で提出してください。 ※郵送先等の詳細は、ポータルサイトをご確認ください。
2	複数の事業所等を運営している場合、事業所単位の申請になりますか。それとも法人単位での申請になりますか。	法人単位で一括して申請ください。
3	2回に分けて申請することはできますか。	重複申請を防ぐため、法人ごとに1回の申請としてください。
4	申請書に押印は必要ですか。	申請書に押印は必要ありません。
5	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいですか。	口座名義、口座番号等が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
6	振込先口座を複数にすることはできますか。	振込先口座は1つのみです。
7	振込先口座の名義人は、申請者（法人）の名義でなければいけませんか。	申請者（法人）の名義としてください。代表者や職員等の個人名義の口座を振込先口座とすることはできません。
8	過去に県への口座登録（債権者登録）を行っていますが、あらためて「振込先確認書」を提出する必要がありますか。	お手数ですが県への口座登録（債権者登録）の有無に関わらず、「振込先確認書」を提出してください。
9	申請書類の控えは残しておいた方がよいですか。	県が委託する事務局から、申請内容について問い合わせや修正の連絡をした際にご確認いただけるよう、提出した書類については、コピーや電子データなどにより控えを残してください。

＜対象サービスについて＞

1	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護や計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援において、1つの事業所で複数のサービスを提供している場合、補助金の金額はどうなりますか。	訪問系（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）や相談系（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援）について、同一の事業所において、一体的に複数のサービスを行っている場合は、主たる1事業所分を対象に補助金（上限額：120千円）を交付します。
2	共生型サービスや基準該当サービスは対象となりますか。	いずれも本補助金の対象とはなりません。 なお、障害福祉サービス事業所が共生型の介護サービスを行っている場合は、障害福祉サービス事業所として申請することが可能です。（介護サービス事業所が共生型の障害福祉サービスを行っている場合は、高齢福祉課の補助金の対象となるため、本補助金は対象外です。）
3	多機能型事業所で複数のサービスを提供している場合、どのように申請したらよいですか。	原則、サービスごとにそれぞれ申請可能です。 なお、次のQ＆A4のとおり、対象とならない場合がありますので、確認のうえ申請してください。
4	多機能型事業所のうち、同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同一所在地）は、各々対象となりますか。	○以下の場合は、サービスごとにそれぞれ申請可能です。 ・各サービスの実施場所がフロアごとでわかれている場合 ・訓練作業室又は支援室をサービスごとに別の部屋を設けている場合 ・訓練作業室又は支援室が同一の部屋であるが、パーティション等で明確に区切られている場合 ○以下の場合は、いずれか主たるサービスで申請可能です。 ・訓練作業室又は支援室が同一の部屋であり、明確に分かれていない場合
5	従たる事業所がある場合又は単位分けをしている場合は、どのように申請したらよいでしょうか。	従たる事業所を有している場合や複数の単位でサービスを提供している場合であっても、指定を受けるサービスの単位で申請となります。
6	1つの共同生活支援事業所で、複数の建物（共同生活住居）がある場合は、どのように入力すればよいですか。	複数の共同生活住居を有している場合であっても、1事業所として申請してください。
7	入所系サービスについて、定員数を入力する場合、実際に入所している人数と県に届け出ている定員のどちらで考えればよいですか。	令和8年4月1日時点の県に届け出ている定員数を入力してください。

＜補助対象経費について＞

1	消費税は対象となりますか。	本補助金の申請にあたっては、 <u>税抜き額</u> で申請してください。
2	どのような設備・備品が補助対象となりますか。	以下のア～ウに資する設備・備品であることが説明できるものであれば、例示されたもの以外でも補助対象となります。（社会通念上、明らかにア～ウに資するものでない場合は除く） ア 災害・新興感染症等への対応 イ 業務効率化・負担軽減・職場環境改善への対応 ウ サービスを円滑に継続するための対応 ※設備・備品の購入等経費について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、建物等の修繕費用、移動の経費（ガソリン代）は補助対象となりません。 <u>※個別具体的な設備・備品が対象となるかについては回答できかねますので、事業所において上記に該当することを確認のうえ申請ください。</u>
3	複数の事業所等を運営している場合、各事業所共通で使用する備品を購入してもよいですか。	前述のQ＆A2に記載する事業の趣旨目的に反しないものであれば、基本的に対象となります。 【例】 同一事業者が生活介護を2か所運営している場合、基準額は合計240千円となるが、両事業所で使用するポータブル発電機（300千円）を購入した場合も対象となります。 なお、各事業所の申請額は定員等で適切に按分を行い算出してください。
4	すでに購入済みの設備・備品は対象となりますか。	令和8年4月1日から令和8年12月31日までに購入（設置）及び支払いを完了した設備・備品の購入等経費（設置に要する工事費等を含む。）が補助対象となります。

5	申請時の計画額（所要額）から実際の購入額が増額（減額）した場合、事業変更承認を得ずに備品間の配分の変更をしてもよいですか。	軽微な変更に該当するため、事業変更承認を得ずに備品間の配分の変更が可能です。（実績報告時に変更後の額で報告すること。） 【例】 居宅介護事業所（基準額12万円）が、スマートフォン6万円、防犯用具6万円で申請したところ、実際の購入額はスマートフォン7万円、防犯用具5万円であった。この場合、事業変更承認の手続きは不要である。
---	---	--

＜補助金の交付等について＞

1	補助金の交付はいつ頃になりますか。	本補助金は精算払いのため、実績報告書の提出後にお支払いします。 （予定：R9. 2～3月頃）
2	実績報告書の提出時期はいつ頃ですか。	具体的な時期は別途お知らせしますが、R8. 12月～R9. 1月頃を予定しています。 なお、 <u>導入した設備・備品の写真及び納品書・請求書の写しを添付する必要がある旨</u> ご注意ください。
3	不交付となることはありますか。	交付要綱等に規定する要件を満たさない場合のほか、申請に不備があった際に期日までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を過ぎてから申請された場合等は不交付となります。 また、 <u>申請書（計画書）に記載のない設備・備品を購入した場合も不交付となります。</u> （記載のある設備・備品のみ交付）